

# 菊池市電子入札システム概要 (物品購入・役務委託等)

令和4年3月

菊池市財政課

## 電子入札とは

- ①入札会場へ出向くことなく、会社の事務所からインターネットを利用して入札に参加することができます。
- ②指名通知、入札書の提出、開札及び落札結果の通知等、入札に関する一連の業務が電子化されます。

## 導入する目的

物件の購入、役務委託、賃貸借等の入札等に関して、透明性、公平性、競争性の確保、参加者の負担軽減、事務の効率化を図るため、また、新型コロナウイルス感染症対策のために導入します。

既に、建設工事及び建設工事関係業務委託については導入しており、今回「物品供給、役務、賃貸借等に関する入札等」についても、新たに運用を開始するものです。

# 導入のメリット

## 入札に参加される方

- 入札会場への移動、また入札参加に伴う拘束（会場での待ち時間等）がなくなる
- 入札書や委任状の不備等による無効入札の縮減
- 交通事情や天候の影響がない

## 発注者（市）

- 指名通知書等の発送業務の縮減
- 入札（開札）事務に要する作業時間の縮減
- 入札会場の確保・準備が不要

- **業務の効率化**
- **コスト縮減**
- **入札手続きの透明性・公正性の向上**

## くまもと県市町村電子入札システムへの参加

- 熊本県と県内の市町村が共同でシステム運営することにより、利用者の利便性を高めるとともに、開発や運用にかかるコストを縮減することを目的に開発されたもの
- 熊本県内では29市町村が利用している
- 既に菊池市の工事・設計委託を電子入札で参加されている方、又は他市町村の入札に電子入札で参加されている方は、同一のICカードで参加可能(注)

(注) 入札契約権限者(委任先等)が同一の場合に限ります。

## 電子入札の対象となる案件

- 原則、50万円を超える業務委託
- 原則、40万円を超える賃貸借
- 原則、80万円を超える物品購入及び印刷物等

## 電子入札システム利用までの流れ

- (1) パソコン（ウィンドウズ8. 1、ウィンドウズ10）
- (2) インターネットが利用できる環境
- (3) ICカード（認証局対応）

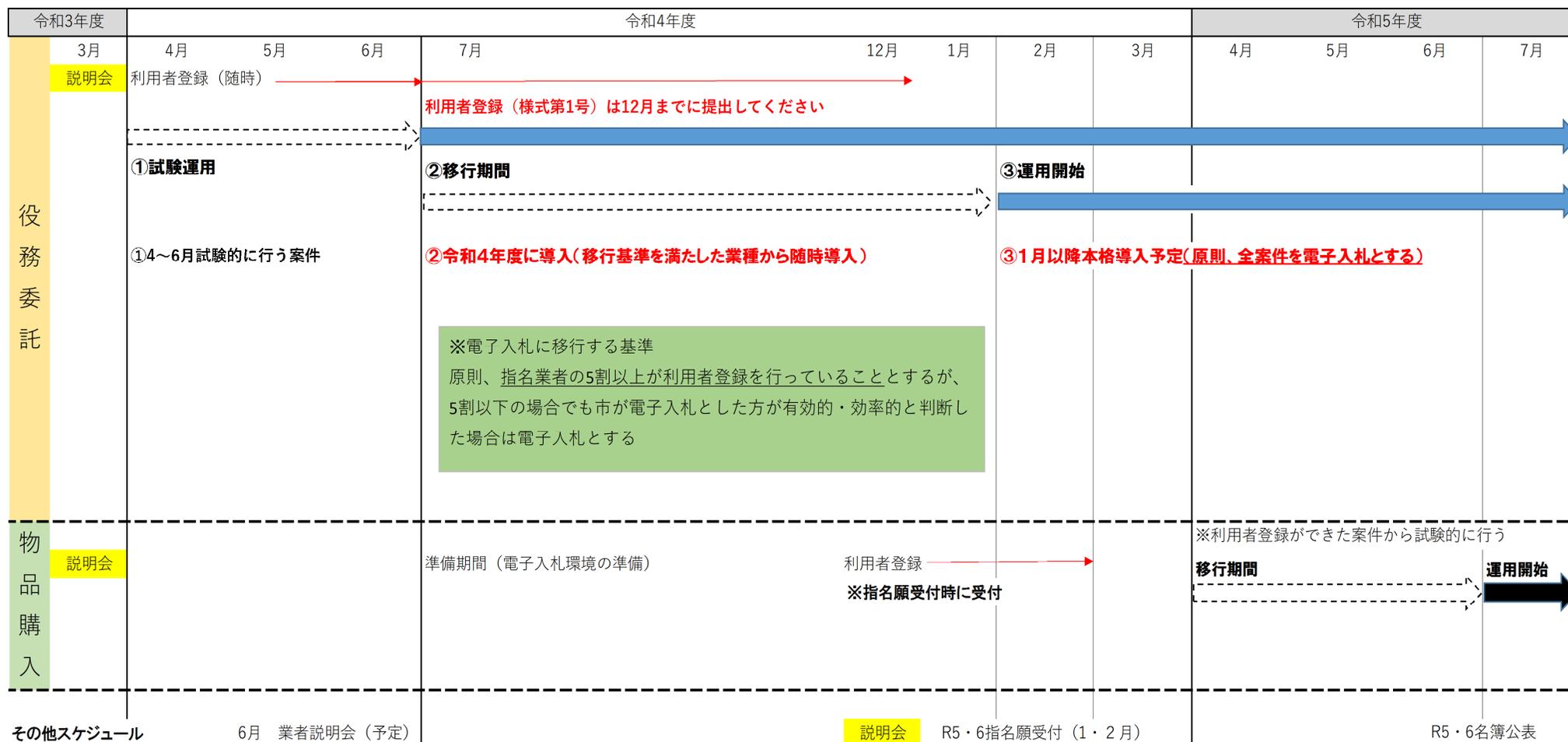
※菊池市への入札契約権限を有する方の名義のICカード  
が必要です。

例：入札契約権限を支店へ委任している場合  
→支店長名義のICカードが必要

- (4) ICカードリーダー

※対応機種等については、くまもと県市町村電子入札システムポータルサイト（外部リンク）の「ご利用の前に」をご参照ください。

# 導入スケジュール



## 紙入札による参加について

- 原則として、電子入札で実施する案件に紙入札で参加することはできません。
- ただし、以下の場合においては事前に承認を受けた上で紙入札に移行することができます。
  - (1) 電子入札システム利用にあたって準備に一定期間を要する等の理由により、紙入札を希望する場合
    - 様式第4号「菊池市電子入札システム（物品購入・役務委託）紙入札参加承認願」を提出
  - (2) 利用者登録完了後に、ICカードの更新やシステムのトラブル等により一時的に電子入札が利用できない場合
    - 様式第3号「菊池市電子入札システム紙入札移行承認願」を提出

## その他

- (1) 電子入札を導入することで、指名基準を変えることはありません。

ただし、電子入札の運用開始後に、利用者登録済みの方で十分な競争性が見込めると判断した案件については、利用者登録済みの方のみの指名とすることも検討しております。

- (2) 物品の入札金額について

電子入札の入札金額は税抜き金額になります。税込み金額で入札されないようご注意ください。

これに伴いまして、令和4年度からの紙入札につきましても税抜き金額の入札に変更します。

※指名通知等に記載します。